

外国株式取引に関する説明書 新旧対照表(2021 年 7 月 26 日)

(下線部分変更箇所)

新(改定後)	旧(改定前)
P4 Ⅲ 特定口座について (2)コーポレートアクションについて お客様が特定口座で保有されている外国株式で、特定口座で対応可能となるコーポレートアクション(株式分割、株式併合、無償割当)については取得単価の調整がなされますが(銘柄コード変更、株式配当、<u>ライツイシュー</u>は元の取得単価を引き継ぎます)、対応ができないコーポレートアクション(スピンオフ、<u>企業買収※1、資本返還、上場廃止※2</u>、ETF におけるキャピタルゲインの配分等)の権利処理が発生した場合、当該株式残高は一般口座に振替えられます。また、税務上の取扱いが明確でない権利が付与された場合も、当該株式残高は一般口座に振替えられます。ただし、お客様が特定口座で保有されている外国株式で、コーポレートアクションの結果、発生する単位未満株の売却代金は特定口座の対象となります。 <u>※1 株式交換のみでの買収の場合は特定預りが継続されます。</u> <u>※2 OTC 市場への移行は特定預りが継続されます。</u> <u>注)「特定」⇒「一般」へ払い出された場合、特定預りでの取得単価は、一般預りの参考単価として引き継がれます。</u> (略) (2021 年 <u>7 月</u>)	Ⅲ 特定口座について (2)コーポレートアクションについて お客様が特定口座で保有されている外国株式で、特定口座で対応可能となるコーポレートアクション(株式分割、株式併合、無償割当)については取得単価の調整がなされますが(銘柄コード変更は元の取得単価を引き継ぎます)、対応ができないコーポレートアクション(スピンオフ、<u>買収・合併(株式交換・現金交換等)、ライツイシュー、資本返還、ETF におけるキャピタルゲインの配分等</u>)の権利処理が発生した場合、当該株式残高は一般口座に振替えられます。また、税務上の取扱いが明確でない権利が付与された場合も、当該株式残高は一般口座に振替えられます。ただし、お客様が特定口座で保有されている外国株式で、コーポレートアクションの結果、発生する単位未満株の売却代金は特定口座の対象となります。 <u>※「特定」⇒「一般」へ払い出された場合、特定預りでの取得単価は、一般預りの参考単価として引き継がれます。</u> (略) (2021 年 <u>4 月</u>)

以上